

第十六回国会
衆議院

建設委員会・大蔵委員会連合審査会議録第一号

昭和二十八年六月二十四日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

建設委員会

委員長 久野 忠治君
理事 瀬戸山三男君 理事 田中 角榮君
理事 佐藤虎次郎君
理事 渡田 寛君
理事 仲川房次郎君
理事 山田 彌一君
理事 村瀬 宣親君
理事 山田 長司君
理事 細野三千雄君

大蔵委員会

理事 吉米地英俊君 理事 坊 秀男君
理事 内藤 友明君 理事 佐藤鶴次郎君
理事 井上 良二君 理事 島村 一郎君
理事 有田 二郎君 理事 宇都宮徳馬君
理事 大平 正芳君 理事 黒金 泰美君
理事 藤枝 泉介君 理事 宮原幸三郎君
理事 本名 武君 理事 木原津與志君
理事 久保田鶴松君 理事 春日 一幸君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設技官 富樫 凱一君
大蔵事務官 (道路局長) 石原 周夫君
大蔵事務官 (主計局長) 渡辺喜久造君
大蔵事務官 (主税局長) 渡辺喜久造君

委員外の出席者

建設事務次官 稲浦 鹿蔵君
建設委員会専門員 西畑 正倫君
建設委員会専門員 田中 義一君
建設委員会専門員 椎木 文也君
大蔵委員会専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件
道路整備費の財源等に関する臨時措置法案(田中角榮君外二十九名提出、案第七号)

○久野委員長 ただいまより建設委員会・大蔵委員会連合審査会を開会いたします。

私が議案の付託を受けました委員会委員長でありますので、前例によりまして、委員長職務を行いますから御了承願います。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案(田中角榮君外二十九名提出、案第七号)を議題とし、まず提出者より提案理由の説明を聴取いたしますこととします。田中角榮君。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案

(目的)

第一條 この法律は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)に規定する道路のほかに、その他の改良及び修繕を促進して道路の整備を図り、もつて自動車交通の安全の保持とその能率の増進とに寄与することを目的とする。

(道路整備五箇年計画)

第二條 建設大臣は、昭和二十九年及び以降五箇年間に於ける一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県その他の道路のほかに、その改良及び修繕(北海道にあつては維持を含む)に関する計画(以下「道路整備五箇年計画」という。)の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第三條 政府は、昭和二十九年及び以降五箇年間は、毎年度揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)による当該年度の税収入額に相当する金額を、道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二十八号)に基く国の負担金又は補助金の財源に充てなければならない。

(負担金等の特例)

第四條 地方公共団体に対する道路のほかに、その他の改良又は修繕に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、昭和二十九年及び以降五箇年間は、道路法(第八十八條を除く。)及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定をすることが出来る。

附則

この法律は、公布の日から起算して、百四十一箇月を超えない限り、その効力を失ふ。

○田中(角)委員 ただいま議題になりました道路整備五箇年計画に関する臨時措置法案につきまして、簡単に提案の理由を説明いたします。

わが国の道路の現況を見ますと、国道、都道府県道を含めましてその延長約十三万八千キロに達するのでありますが、このうち一応改良されたものはその約三〇％にすぎないのであります。残る七〇％、すなわち延長九万六千三百キロは未改良の道路であります。しかもその中には約一万六千キロの自動車交通不能の区間を含んでおるのであります。また舗装道路の状況は簡易舗装を含めて六千三百キロでありまして、改良済み延長の一五％にすぎない状態でありまして、しかも最近目覚ましく発達しつつある自動車は遂に戦前最高の三倍以上に達し、七十五万台を数えております。しかもこれらの車輛は大型化し、重量化し、高速化しておるのであります。現状の道路ではとてもこれに耐えられぬありさまでありまして、道路の整備は緊急を要する問題といわなければなりません。

他面道路整備の進捗状況を見ますと、昭和二十一年度より昭和二十七年までの公共事業費、道路費によつて整備されたものはわずかに改良約三千キロ、舗装約七百キロにしかすぎないのであります。昭和二十八年年度予算案においてようやく増額されました

百四十一億円となつたのであります。が、これによつても九百八十キロの改良と四百四十キロの舗装新設が行われるにすぎない状態でありまして、かかる状態でありまして、道路の整備されるには、なお、数十年を要することと考えられ、はなはだ寒心にたえないところでありまして。

このような道路の状況及び自動車の激増にかんがみまして、一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路について昭和二十九年以降五箇年計画を確立するとともに、ここに道路を利用する者がそのほとんどを負担している揮発油税を、この道路整備計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金または補助金の財源に充てることとして、自動車交通の安全保持とその能率の増進とに寄与したいこととがこの法律を提案する理由であります。

なお、地方公共団体に対する負担金の割合または補助率については、道路法及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の規定にかかわらず、政令によつて特別の定めをなすことができることとし、高率の国の負担及び補助をなし得る道を開きたいと存じております。

なお、本法律案は当建設委員会多年にわたる各党一致の検討によるものであります。前国会に衆議院建設委員会各党一致の提案と相なり、衆議院本会議におきましても、全会一致にて可

決し、引続き参議院送付後は建設委員会に付託、大蔵・予算委員会との連合審査会の議を経て、委員会において原案通り可決すべきものと決し、本会義の日程に上程と相なるも、時あたかも衆議院の解散にあひ、不幸成立を見ざりしものであります。幸い各党各位の御支援により、今回再び本案が提案となり、わが国道路整備に画期的曙光を見出し得ることは、諸君とともに御同慶にたえないところであります。せつかく御審議の上、御賛成くださることをお願いいたします。

なお最後に申し上げますが、提案者は、佐藤榮作君、松村謙三君、佐々木更三君、浅沼稻次郎君、石橋湛山君を含む三十名であります。

○久野委員長 本案につきまして、質疑の申出があります。通告順にこれを許します。内藤友明君。

○内藤委員 これは委員長にお尋ねしても、おわかりになつてゐる委員長でありますから、どうかと思つてあります。実は前回の国会におきまして、この問題を建設委員会でお取上げになつて御審議になられましたときに、私も大蔵委員会は、やはり税のことについて責任を持つてゐる立場のものでありますので、当時奥村委員長を通じて建設委員会に連合審査の申入れをしたのでありますけれども、これをゆえなくけられたという因縁が実はあるのであります。今度の委員長はまことに御賢明で、さうそく私どもの希望をおいれくださったことについては敬意を表するのでありますが、どうも今までの建設委員会は、私どもにとつてはまことに遺憾な御処置のあつ

たことを、私もいまだに忘れようとして忘れ得ないのであります。そのことをまず申し上げます。

そこで私道路局長にお尋ねしたいのですが、なるほど揮発油税をこの道路修繕の財源にするということは、一つの考え方だと思つております。しかし、今日揮発油税というのは百八十億ほどあるやうになつておりますが、実はこれは業者からこの税の軽減要求が非常に根強いものが、正直を申し上げますとあるのであります。そして将来この百八十億といふものはだん／＼減つて行くのじやないかと思つております。そうしますと、今は百八十億と押えて道路計画を立てておられるのであります。この百八十億といふものが恒久的なものでないのに、道路修理計画とにらみ合せて考えておられるところではないかと思つておられます。そのうといふことについてどうお考えになつておられるのか、道路局長にお尋ね申し上げます。

○富樫政府委員 この法案によりまして、道路五箇年計画といふものを立てまして、その計画の実施をガソリン税相当額、足らないところは他の財源といふことになつておるのであります。従いまして、かりに税率が減るといふやうなことになるにしても、その他の財源でカバーするということになりますので、われ／＼といひましては、この法案によつて道路整備五箇年計画を実施し得ると考えておるのであります。

○内藤委員 今の御答弁で、財源は二通りあるので、一つは揮発油税、あとは一般の国家財政の収入からもう一つの

だ、これはわかりました。

そこで私主税局長にお尋ねしたいのであります。これは正直に申し上げますと、一種の目的税と申さなければならぬと思つております。いろ／＼な業者がいろ／＼自分が税金を納めるんだから、自分たちのこゝろの仕方の方に使つてもらいたい、こゝろの類似の単行法が出て参りましたときに、日本の税制は大きな変革を来すものと考えなければならぬのであります。こゝろの目的税らしい法律が出て来ることに對しての主税局長の御見解を一応承つておきます。それから税の法律をたくさんさん私どもは審議しなければならぬのであります。その心構へのために、これはぜひはつきりと承つておきたいと思つておられます。御賛成か反対か、これでありませう。

○渡辺(喜)政府委員 目的税をつくるという考え方にはつきましては、大蔵当局といたしましては、終始適當でないという考え方を持っております。今御議論にもございましたやうに、ある特定の税を常に特定の財源にするといふやうな結びつきをして参りますと、負担の公平という見地から考えまして、また国の財政の運営から考えましても、適當でないといふことが考えられるわけでありませう。その意味からいまして、原則的に目的税がいいか悪いといふ点につきましては、われ／＼はこれは常に困るという見解を持つております。ただ揮発油税といふ問題になりますと、各国の事例を見て参りましても、たとへばアメリカのやうにこれを特に目的税に取上げておられるという事例は見られるわけでありまして、揮発油税をどういふ根拠に基いて課税し

て行くかといふたやうなことになるて参りますと、やはり自動車の持つ道路との結びつきといふことにおいて、他の税と多少性格を異にするものがあるといふことはいふまでもない事実だと思つて、しかし、といつて……

「うそを言うな」と呼び、その他発言する者多し」

○久野委員長 御静粛に願ひます。

○渡辺(喜)政府委員 ただ揮発油税の全部の性格が常に道路に結びついてゐるものであるといふのも、われ／＼としては少し行き過ぎた考え方ではないかといふやうに考えておるのであります。従いまして、今度のこの法案が、はたして目的税といふ性格をはつきり出しておるかどうかといふ点については、私法案を拝見したところだけでは、まだそこまで行つていないのじやないかといふふうに思ひます。もし目的税といふ性格がはつきりして参りますと、たとえば特別会計をつくりま

すとか、あるいはその税率を云々する場合におきましても、たとえば道路関係の主管官庁といふものが相当前面に出て、結局税率云々といふことに関与をすべきものと思つております。この法案を拝見したところでは、そういう点については触れておりません。従いまして、結局揮発油税の税率をどういふやうに上げ下げするかといふ問題につきましては、一応大蔵当局が従来と同じやうに責任を持ち、立案する。これはしかし内閣がきめまして、国会で御決定願うわけでありませう、一応の内閣の行政所管の關係を申し上げることをお許し願ひますならば、この法案の限りにおきましては、揮発油税をもつと上げていいとか、むしろ引下ぐべ

きであるという観点になりますと、依然主税局長に一応の考え方があつていいではないかといふやうに思つております。ただ正直に言ひまして、こゝろのうふうな法案ができませんと、何となしにひまがついたやうな感じがありませんから、道路局といひますか、建設省の方にお断りなしにこちらが案をつくつていいのかどうかという感じがございませんが、一応法律の建前としては、行政内部の關係として、主税局長にその立案の権限はそのままあつて、それに対しては何ら關係ない問題だ。ただ問題は、むしろそうした財源を道路といふものに特定に結びつけることがいいか悪いかといふ問題になると思ひます。この点におきましてはいろ／＼な考え方があり得ると思ひますが、私申し上げるのは、少し私の領分を越えるやうでございますから、これは主計局の方から意見を出していただいた方がいいのではないか、われ／＼の考え方としては……

○井上委員 議事進行について。これは今説明を聞いておると、提案者は提案の上においてえらいミスがあります。これは重大問題です。法案第三條には「税収入額に相当する金額を」といふやうなところがある。ところがあなたの今の提案理由書には、「揮発油税を、この道路整備計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に關する法律に基く国の負担金または補助金の財源に充てることにして」と、こゝろになつております。この提案理由では揮発油税をこれに使うといふことが明確に示されておる。法律の方ではさうなつておられないが、どつちがほんとうか、これは提案理由の字句訂正を願ひます。

○田中(角)委員 お答えいたします。法律の條文通りが正しいのであります。私が今申し上げました中で、「相当額」というのが脱けておるので、御承知を願います。速記録の方も訂正を願います。

○井上委員 脱けておると言うが、この理由書を、はつきりこう直すと一応読み直してください。それから審議に入らないとえらいことになりますから……。

○田中(角)委員 簡単なことでありますから、お手元にあるのをどうぞお直しをお願いいたします。

○内藤委員 今石原さんが見えにありませんが、一つお聞きしたいのであります。この法律が通りますと、今国会にお出しになつておられます予算をお直しにならないのですかどうですか。

○石原(周)政府委員 私たいたいまこの法案を拝見したばかりでございますが、拝見いたしましたところでは、二十九年度以降と書いてございますので、二十九年度からの問題だというように承知をいたします。従いまして、二十八年度の予算の修正という問題は生じないと思ひます。

○久野委員 坊秀男君。
○坊委員 大体内閣内務委員の質問によりまして、私のお尋ねしたいことは尽きておるのでありますが、一、二点御質問申したいと思ひます。

この道路を整備するということは、これは国の経済を發展振興さす上にあります。最も大事なことでございまして、道路整備ということにつきましては、だれよりも私は熱意を持つておるといふことを前提といたします。

そこで私は、先ほどの質疑応答によつて大体判明したのでございまして、揮発油税というものは、將來におきまして年度々々によつて非常に変動を生じて来るものである。ところが本法案によりまして、五箇年計画で整備をして行くという趣旨に相なつておりますが、五箇年計画と申しますと、各年度割というものが当然あらねばならぬこととございまして、その年度割の道路整備の支出に對しましては、一般の支出と、それからひもつきと申しますか、揮発油税のひもつきと両立して行くわけでありまして、そういうような場合に、將來予算を組んで行くときに、二つの財源があるために、年々の変動する揮発油税によつて、一方の一般支出の計画が非常に立ちにくいようなことになるんじゃないかと思ひますが、主計局はどう考えておられますか。

○石原政府委員 二つの面からお答えできると思ひますが、一つは今お尋ねになりましたような歳入の關係が変動いたしますので、相當する額を経常費として財源に充てなければならぬというところは、一つの見方から申しますれば、これは最小限度の需要を申しておるわけでございますので、それを越ゆる額を計上いたしますことは禁じておりません。これは提案者から御説明があつたと思ひますが、これが、消極的な申し方から申しますれば、これは歳入の変動にかかわらず、ある下の制限をきめたのである。従つてたとい歳入が減つても、それ以上計上することはさしつかえないという形式論があるわけでありまして、その点から申しますれば、歳入の変動がありましても、歳出の額が必ずしも動かないでいいだらうということが、一つの見方であらうと思ひます。

しかしながら、お尋ねに相なりますような意味におきまして、両者の金額を實質的にらみ合せようというところが本法案の趣旨だと考えられますから、従いまして、この金額に變動があるというところにつきましては、やはり歳出予算の計上の上におきまして、いろいろの拘束が出て参ることは當然であります。

それから先ほど内務委員のお尋ねに對しまして、二十九年度という数字でございまして、従つて本年度の予算に關係がないということをお申し上げたのであります。それはその通りであります。ただこの法案のままで計算をいたしますと——これはあるいはどなたから御説明がありましたら、重複をいたしまして恐縮であります。私どももこのところで計算をいたしてみますと、現在提案いたしております二十九年度予算の歳入予算におきましてガソリン税の計上、それと、この法案によりまして解釈上出て参ります金額の開きが四十九億あります。約五十億でございます。従いまして二十九年度以降におきましては、この法律案のもとに於いて四十九億円の金を、本年度の道路費に比へまして増加をしなければならぬというところが生れるわけでありまして、坊委員のお尋ねは、むしろ長期の問題であります。財務当局としてとりあえず心配をいたしておりますのは、まだ二十九年度予算は全然見当がついていないわけでありまして、それに先だちましてこの程度の、現在の計上額から見ますれば三割ぐらいいだと思ひますが、そういうような金がこの法律

の結果として生ずるんだという点に重大な関心を持ち、その点を心配いたしておるわけでありまして、
○坊委員 いずれにいたしまして、ひもつきと申しますか、目的税と申しますか、これでもつて特定の支出に充てるというところは、予算の計上あるいは租税の建前から申しまして、先ほどの主計局長及び主計局次長の御答弁によつても、必ずしもこれは財政上の正常な行き方ではないということがはつきりしておるのでございまして。しかし私は目的税というものを頭から否定するものではないと思ひます。必然性があつたらば、目的税もあなから非難すべきものではないのでございまして、財政上いろいろ不便だとか支障だとかありますときに、何ゆゑに揮発油税を選ん道路整備の一つの財源にしたかという、その必然性の問題でございまして。私はその点につきまして、道路局長から御説明を願ひたいと思ひます。

○田中(角)委員 私から答弁いたします。これは、この問題を論議せられる根本になると思ひますので、率直に私の意見を申し上げたいと思ひるのであります。

道路の整備ということが必要であることは、何人も認めておるわけでありまして。反対ではないけれども、財源が許さない現状において、こういうもの拘束することは、予算編成権及び審議権を拘束するんじゃないかというお氣持であります。私はそれに対してこういう考えを持つております。この法律案を出さなくては、なるべく道路費として、現在のわれ／＼が考へておるような道路整備にマッチするような額

が計上せらるべきだということを考へておるのであります。なかつ／＼いろいろな状況で現在まで計上せられないために、諸外国がやつておるような例を引いて、しかも目的税ではない、一つの目標として五箇年財源にそれ以上の額を計上しなければならぬという法律案を提案したわけでありまして。私はこの程度の法律案が出ることによつて、現在の予算編成に支障はないというところを考へております。もしあるとするならば、それは予算編成の技術上の拙劣さをみずから暴露するものであると考へております。なぜならば、世界においてインドを除く日本に比しては低額の道路費を計上しておる国はあります。これは皆さん御承知の通りであります。のみならず、現在財政負担が非常に多いということを言つておりますが、戦前における日本は、軍隊に對する膨大な支出を要求せられておつた当時であつてさへも、年間予算の三割ないし四割は道路費として当然計上しておつたわけでありまして。そういう膨大な支出のない現在におきまして、九千六百億の予算が組まれるとしたならば、三割ないし四割として最も低率な状況を考えてみても三百億以上の道路費が当然計上せらるべきであります。にもかかわらず、昭和二十七年においてはわずか八十六億余万円、二十八年におきまして百四十一億というような状況を考えてみまして、現在新しい法律によつて一、二級国道が指定せられたことは御承知の通りであります。近く重要都府県道路が十二、三万キロ指定せられるわけでありまして、いわゆる敗戦日本再建の動脈ともいふべき道路を整備しない

で、日本の経済再建ができるなどということは考えられない。その意味におきまして、いつの予算書を見てもわかる通り、道路費というものがあまりにも少な過ぎる、でき得るならばこのような法律を出さなくとも三百億以上計上せらるべきだ。重要幹線道路十三、四万キロを少くとも車が通れるような状況にするためには、どのくらいかかるかと申しますと、大ざっぱに申し上げても六千億ないし七千五百億かかるわけでありまして、一年間に五百億以上かけなければ、三、四十年は全国に重量制限をしております十四万三千キロにわたる幹線道路の木橋が永久橋にかけかえられない、しかも一年間に十五万台約九百億以上の新車の購入が行われておる現状を見ましたときに、これが消耗率やいろ／＼なことを考えるときには、当然これは国家支出として大幅に掛けなければならぬし、また世界のどの国の予算の編成状況を見ても、これ以上の額を出しておるのではありませんから、私はこの法律が提案されることにより、また公布せられることによつて、予算編成権、審議権を侵害するものではないということに率直に考えておるわけでありまして、

○坊委員 ただいま提案者たる田中先生から、あるその理由について申し述べられたのでございますが、私はこれに対して十分納得の行かない点があるのでございます。この道路整備ということ、なるほど大事なことであつて、道路整備に対して今日まで非常に予算の支出が足りなかつたということは、われ／＼もこれを認めるところでございます。それならば、提案者は田中先生初め堂々たるメンバーでありま

す。この堂々たるメンバーでもつて、何ゆゑに真正面から道路に対する予算の増額を要求しなかつたか。何ゆゑにそれを避けて、道路整備についての目的税をつくつたかということについてお伺いをしたい。

○田中(角)委員 前回の参議院の審議の過程においても、そのような意見が出たのでありますが、もちろん予算編成権は、憲法の命ずるところによつて政府にあるわけでありまして、私たちがかつての国会におきましては二百四十数名の与党を持つておりましたので、當時はたゞいま坊君が言われたような議論が成り立つたわけでありまして、にもかかわらず、なか／＼思うような処置は行なかつたわけでありまして、私はあえてこまかいことは申し上げませんが、現在の状況におきましては、議院内閣制とはいひながら、自由党は御承知の通りわずかに二百名の弱小与党しか持つておられないわけでありまして、そういう意味におきまして、行政政府の予算編成権というものの対しまして、国家的に考えて、われ／＼自体が道路整備のために何かあるべしということをするためには、憲法における最高権威機関である国会の議決において、二十九年年度から道路費予算はかくあるべしということを決めることは一向さしつかえないし、またそれ以外に手はないのではないかと考えておるわけでありまして。

○坊委員 ただいまの御答弁によりまして、私も自由党なんぞでございますが、予算を通さない、通す自信がないというふうなときには、常にこの手でもつてやつて行くというふうなことに相なりますと、これは税体系をこわしてしまふことになると思ひます。

○田中(角)委員 この法律案を出したのには、道路費の大幅なる増額を目途としてだけ出したのではありませんが、ここに大きな誤解があると思ひますから申し上げますが、ガソリン税そのものに問題がありますが、ガソリン税の軽減及び全廃に對しての運動があることも私は承知しております。前の委員会におきましては、大蔵省に對して相当強い委員諸君の発言があつたようでありまして、当分の間大蔵省は現行揮発油税法を廃止する意思はないようでありまして、しかし現行揮発油税法というものはどういふものであるかというところ、庫出しの前すでに略奪徴税的な税金をかけておる。奢侈税にも匹敵するような高率なものであります。二十四年に改正されましたが、非常に高い税が課せられておりました。経済の血液が軽減を要求するのはあたりまえであらうと思ひます。しかし全国のガソリン利用者の九〇％を占めるところの道路利用者会議は、皆様のお手元にある陳情文にもあるように、ガソリン税は確かに高い、略奪徴税式であるから、全廃もしくは軽減を要求する。しかし現在の日本の道路網を見ると、これは、このような状況で行つたならば、三百年もかかるじやないか。その間にける輸送機関の消耗というものを考えたならば、現在ガソリン税を納めることにはかえられないような国損があるのだ。だから現在ガソリン税法をかえる意思がない、また廃止する意思がないような場合には、われ／＼も五箇年か十箇年、日本の大きな目的であるところの道路が整備されるならば、減税運

動もやめよう、全廃運動もやめよう、そのかわりにガソリン税というものは、道路整備のための目的税にして、これという決議を行つておるわけでありまして、その結論だけを申し上げますと、運輸交通費の過重負担に悩むわれらは、当然のこととしてガソリン税の全面撤廃をはつきりと要請します。そしてあらためてここに道路目的税としてガソリン税を納めたいと存じます。道路改良によつて日本の経済を真の軌道に乗せる手はほかになく、信ずるからであります。これが全国的な運動になつておるわけでありまして、なおこの道路利用者以外のガソリンを使う方に、ゴム工業等もあるものであります。が、これらの代表者の意見を徴しましたときも、国家目的に沿う道路の整備がなされるならば、われ／＼はあえて反対をしないという熱烈なる意見があらまされたので、この法案を提案したのであります。道路費の大幅なる増額だけによつてこの法案が提出されたものでないことを御銘記願ひたいと思ひます。

○久野委員長 春日一幸君。

○春日委員 私はこの提案理由の説明の中に道路が非常に荒廃しておる、それから予算が少い、これでは数十年を要してもなお修復がでないから、従つて目的税を創設してその財源措置を講ずる、これが提案の理由になつておるようでありまして、そうすると、今日国内におきましては、急速に整備拡充をしなければならぬ問題が山積をしております。たとえば社会保険の問題にいたしましても、ただいま田中さんは、道路費に対する予算の計上が、わが国はインドに次ぐ非常に低額だと言

われておりますが、一般的に社会保険費につきましても、イギリスの三七％に比較してわが国は一四％、こういうふうなことで、これまた非常に低率にありまして、しかして今日全国には四十万の失業者があり、母子家庭はそのまに放任されておる。勤労者住宅、庶民住宅も、財源難のため、これまた全然放置等閑に付されておる。こういうふうな問題も、道路の整備拡充と同じように急速にこれを拡充して行かなければならぬのであるが、そういうような必要を満たして行くことのために、今回道路のためのこういう目的税が創設されるならば、社会保障のために、あるいは住宅解消のために、あるいは失業者に職場を与えることのために、産業施策として逐次目的税が創設されて、その財源措置が講じられて行くというふうなことが考えられるのであつて、すなわち国民は法の前に平等であるという立場から、こういう前例が開かれるならば、やがて次々とそういうような要請が行われて来ても、私はそれを一視同仁に措置をして行かなければならぬと思ひます。従つて、今後こういうふうなことが、法律によつて財源措置が逐次拘束されて行くというふうなことは、非常に重大な問題であると思ふのであります。ガソリン税が目的税としてここに新しく前例を開かれるのであります。今後社会保険あるいは住宅問題その他いろ／＼な問題について、こういう要求が起つて来たときには、当局としてこの前例を踏襲する御意思があるかどうか、まずこの一点を伺いたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 目的税を創設することについての件につきましては、

先ほど内閣委員からの御質問に対しては、お答えした通りでございます。われ／＼としましては、目的税については、それは適当でないという意見を持つております。従いまして、今後そういうふうな問題が起きましたときにおきましては、われ／＼としてそれに対して賛成はできないと考えております。

○石原政府委員 ただいま春日委員がお話になりましたように、また先ほど申し上げましたように、財政に對する各方面の要望が非常に強いものでありますから、とりあえず二十九年度の予算の問題として、先ほどのような一つの圧力が加わる。従いまして予算編成の事務当局の考え方からいたしますれば、こういうような予算の編成に弾力がそれだけ減少するというような行き方は、なか／＼むずかしいということ、前国会以来向井大蔵大臣あるいはわれ／＼としても申し上げておることあります。

○春日委員 私は大体徴税制度の大家とも称すべきものであります。その普通税を便宜な、思いつきで目的税に転換すべき性質のものじゃないと思ふ。少くとも目的税というものは、その必要が生じた場合においては、新しく税科目を設けて、その財源の新規調達をはかるのが目的税の使命、性格であらうと思ふのであります。こういうように、すでに予定されておるところの一般財源としての普通税収入が、逐次目的税として分割されて行くというふうなことを来ますと、これは税体系が根本的に乱れて来る。次々とそういうような主張と陳情が行われて来るならば、まったく一般税制度というものは、根本的に私は混乱して来ると思ふ。それだけに、私どもはこの機会にこれを慎重に取扱つて行かなければならぬと思ふのであります。

○田中(角)委員 お答えいたします。春日君が先ほど言われました通り、目的税はある目的のために徴収するのが目的税であります。その意味においては、本法律案は目的税ではありません。あるいせん。ありませんが、率直に個人的な感覚で申し上げると、ある一定の税収入額を拘束するのではないかと、いろいろな懸念はありますが、私はそれさえも拘束しないという考えを持つております。これはガソリン税収入額と同相当額以上の金額を一般財政資金の中からもらわなければならない。いわゆる第二條の五箇年計画を受けておる財政措置の一端として、ガソリン税収入額と同相当額をもらわなければならないと

規定したものであつて、私は目的税的な、いわゆる理論的に言つた目的税では全然ないというのを考えております。(ノー／＼)しかももう一つの問題が、いわゆる道路整備五箇年計画をつくるために……

〔発言する者あり〕

○久野委員長 御静粛に願います。○田中(角)委員 五箇年間に限り、税収入額と同相当額以上のものをもらわなければならない。しかもこの目的税というのは、春日さんに言うのは釈迦に説法だと思ふのであります。その通りこいわゆる憲法にも財政関係法規中にも、全然目的税というものには触れておりません。私は財政の運用上、目的税の可否の論ぜられることは多いのであります。いわゆる憲法上は法律上には全然規定してないのであります。これはお互いが十分研究し、そのようなことが予算をつくる意味においていいのではないかと、場合によっては、これは当然考えていい。また先進国では道路整備のために、全部これよりもつとひい目的税をしてるのであります。目的税としておらない国が、道路が大体においてまずいのであります。今までの目的税を考へない日本が、十五万キロの幹線を持ちながらほとんど改修されておらない、世界で最も道路の悪い状況にありまうので、私はこういう種の法律をつくつたのであります。

もう一つは、先ほど坊議員にも申し上げました通り、ガソリン税を納めてる業者団体が、このままで行つたならば廃止運動をやるであらう。奢侈税と同じような高い税率なものでありますから、禁止的なこのガソリン税は

廃止すべきだといつて、廃止軽減の状況に立ち至つたつある。こういうものを生かしておくのですから、その意味において普通の目的税というふうなものとは全然別個な目的と立場から、この法律案が提案されたということをひとつ御了解願へば幸甚だと考えます。

○春日委員 私は提案者と根本的にその考え方が違つておるのであります。提案者は、道路さえよくなれば、ほかのことはほかつておいてもいい、こういうふうな考え方、こういう前例のない法律を出したのではないかと、この百八十億の膨大財源がありとすれば、いかに多くの未解決の諸問題を解決ができるかということに思いをいたして判断いたしますときに、少くとも未亡人の母子家庭が、さびしい状態、貧しい状態、みじめな状態に置かれてゐる。なお全国の四十万近い自由労働者が、雨の日は働くことができないで、月の収入五千円以下の生活の中で耐えている、こういうような問題を逐時解決して行かなければならぬ。特に住宅問題なんかも、ずいぶん陳情がしばしば行われているけれども、きわめて零細な予算しか組まれておりません。従つて住宅難の問題や社会保障の問題や、あるいはこの道路の問題や、こういうことを並行的に同時的に解決して行かなければならぬ。従つて、少くとも一般財源を一つの法律をもつて拘束して行くといふことは、現在わが日本が置かれてゐるこの社会状態、この現状に即して判断いたしますとき、これは当を得たものでないと思ひます。そこで私どもは、こういう立法上大きな問題を投げけるような立法の措置

をしないで、わずか六十億の予算増額を必要とすることであるならば、それはあなたの方の政治力と、しかもその必要度を勘案して、他の方面から増額を要求するべきであつて、こういうような法律によつて予算の編成権や、あるいはそういう全般的な問題に對して大きな拘束力を与えて行くべきでない、私はこういうふうに考えますが、これに對して渡辺さんの御意見を伺いた

い。

○渡辺(憲)政府委員 私は基本的には今春日さんのおつしやつた意見に賛成でございますが、どうも今の予算編成の問題と結びついてゐるようです。これは主計局から答弁した方がいと思ひます。

○石原政府委員 大体先ほど申し上げたことで尽きるわけでありましたが、突き詰めて申し上げますならば、予算の弾力性というものは今お話のようなことでありまして、たとえば、この道路に非常に関係の近い公共事業という点について申しまして、道路以外に非常に強い御要望があるわけでありましたが、そこら辺をあわせて考えなければならぬといふことについては、大体春日委員の仰せの通りであります。

○田中(角)委員 これは前回の参議院においても相当問題になつたことであるので、もう一言だけ申し上げておきます。この道路整備の資金にガソリン税収入を入れるという、こういうものが出たら全部目的税になるじやないか。しかも参議院におきましては社会党の左派の方から、こういう法律案が出る場合、わが党は勤労者住宅建設のために、厚生年金の金を全部入れるというふうな御提案もありましたが、私

たち自由党といましては、この法律の必要性を認めまして、自由党においては、この種以外の、これから幾らでも出そうなるもののは慎重に審議をしよう、こういう前提のもとにこの法律案に賛成をいたしておるわけでありませう。これからどうと野党の皆様から、多数でありますからお出しになれば別であります。それ以外の税体系をくずすような目的税が出るとは考えません。

もう一つ、社会保障の問題、住宅の問題が出たが、これは御説ごもつともであります。しかし私は自分の意見を端的に申し上げますと、予算の編成状況を見ておりましたも、現在審議中の二十八年度予算案を見ても、特定の人たちに与えるところの国家予算のうち、特に住宅などに対しては相当増額されております。これは住宅に対しては、ある時期においては特定の人に対して、こういう一般の資金を出すことは憲法違反の疑いがあるんじゃないかという議論をされた時期もあつたのであります。いわゆる社会的な状況から考えて、住宅施設に対する投資は大幅に増額され、二百億を上まわつておるわけでありませう。にもかかわらず、とにかく敗戦日本経済の再建のために、まったく動脈であるところの道路が、八千万国民が全部利用するといふことが前提になつておるだけに、比較的に輕微されておるといふのは、私が先ほど申し上げた通り、戦前においてさえも四〇近い額が計上せられておりましたのに、大幅に増額されたとはいながら、二十八年度において百四十一億であります。あまりにも低過ぎるわけでありませう。だから私は、

三百億でも、五百億でも計上してもらえるならば、このような法律案を提案する必要は毫末もなかつたといふことを申し上げておきたいのであります。

○久野委員長 井上良二君。
○井上委員 目的税をつくるということについての政治的な意見は、一応今まで述べられました。問題は、具体的に伺いたいのですが、提案者は、本法制定に基いて現在予算に組まれております、たとえば本年度百四十一億組まれておりますが、この上にさらに揮発油税に相当する額をプラスするつもりであるのか、それとも揮発油税相当の道路整備費を予算に組まれるならば、それで五箇年間に完全に補修、改修ができるということになるか、これが問題です。それをどうお考えになつておりますか。

○田中(角)委員 お答えいたします。先ほど申し上げました通り、重要都道府県道を含めまして十四万キロを、一応日本経済再建のためによろしいという程度までやるには七千五百億程度の費用の計上を要求しておるわけでありませう。現在の五箇年計画をやつても、この計画が完成するものではありませう。この法律案によりまして、少くともガソリン税収入額と同相当額以上を五箇年計画の費用に盛り込まなければならぬ。ここに幅を持たせたのでありまして、私はこの種の法律案を提案する場合に、少くとも戦前において計上しておつた通り、総予算額の四〇程度のものは計上しなければならぬ、その一部の財源としてガソリン税収入額を充てなければならぬと書き加つたのであります。そこでまで行きますと、審議権及び編成権を拘束す

るといわれるものが多分にありますので、大蔵省当局及び政府当局の良識にまつて、このような法律を提案しなければならなかつたといふことは、もう私が申さなくても、政府当局はよくわかつておるのだから、歴代内閣は、吉田内閣を問はず、道路整備といふものは常に施政方針の中に入つておるわけでありませう。にもかかわらず、このような状態でありましたから、私は少くとも五箇年計画を推進して行くためにガソリン税収入にプラス多額の道路予算が盛り込まれたと考えておるわけでありませう。

○井上委員 あなただけのおつしやる、二十九年度以降の五箇年計画を確立するといふことは、その五箇年計画を実施するための道路改修、舗装の費用は何ぼ見積つておられるのですか。その年度割は何ぼになつておるのか、それに対するガソリン税の割合はどのくらいになるか、それを具体的に示してもらいたい。

○田中(角)委員 今新しい数字ができておりませう。前の数字で申し上げますと、大体二千七、八百億ないし三千億の予算額を計上いたしておりました。五箇年間にガソリン税収入額でもつて税収入額同相当額でまかなえる財源というものは、千三百億ないし千五百億と押えているわけでありませう。

○井上委員 五箇年間にどれくらいか、経費がいくらか、またそれに対してガソリン税に相当する税額というものは、五箇年間で大体千億足らずになります。千億なか／＼むずかしいんじゃないかと思ふのです。そうしますと、五箇年計画で一応の道路が整備できるという

ことであるから、ガソリン税に相当する税額をひとつ道路整備にまわしてもいい、こういう話じゃないかと思ふのですが、そうじゃないのですか。

○田中(角)委員 日本における重要な道路を全部改修して列国並にするには一説には三兆、四兆ともいわれております。全部道路利用者がやつておりますのは、二兆億でありませう。この程度の五箇年間でつて幹線が舗装されることはありませう。先ほども繰返し申し上げておりましたように、その一部分の幹線を完全に行うだけでも七千五百億の巨費を要するのであります。その一部は五箇年間の経費を計上しても三千億といふのであります。それから、ガソリン税収入相当額でもつて見積られるものは、事務当局の案によりまして、千二百八十億程度しか見れないのであります。ごくその一部分といふことになるわけでありませう。

○井上委員 次に伺いますが、大蔵当局では、もしこういうことで法案が成立をいたしましたら、明年度予算で現在の道路整備費に必要な予算の上に、さらに揮発油税に相当する整備費をプラスして計上するつもりですか。それとも今あなたが御説明になりましたように、約五十億くらいプラスするようになつておるのですか、その点はどうですか。

○石原政府委員 二十九年度の予算は、まだ編成の段階にもかかつておりませう。何とも申し上げられないのであります。先ほど申し上げましたことは、この法律案は相当はつきりした表現を持つておりまして、解釈のゆとりが非常に少いのであります。先

ほど申し上げましたような本年度のガソリン税相当額が引続き来年度同額入る予定——来年度ガソリン税の収入がどうなるかといふことは今日推定できませんので、かりに本年度同額のガソリン税額を計上することになりますれば、四十九億四千四百万円、約五十億の金がそこではじかれて参ります。しかもこの法律の書き方は、先ほど申しましたような言いまわしでありませう。それだけ増額計上することが、編成上の拘束と申しますか、義務と申しますか、そういうことに相なるということをおし上げておきます。

○井上委員 それでは大体わかりました。大蔵当局として、現在予算に百四、五十億道路整備費として組まれておるわけですが、この法案がかりに成立をしても、ガソリン税相当額以上はとも道路整備費にはまわらぬじやないかといふ一つの考え方があるようにうかがわれるのです。そうなつて来ると、この法案はまったく意義がなくなつて来るのです。私の考え方から提案者の提案の気持をそんたくしますと、百四十一億にプラスして、道路の整備が非常に緊急を要するから、ガソリン税に相当するものだけは新しく予算化せよ、こういうことではないのか。この法案は生きて来ないのです。そこに大蔵当局の予算編成の技術的な、また国の経済全体の上から考へる場合と建設委員会が考へました考え方との間に、多少食い違いがあるのです。おそろく提案者は、現在の予算の上にさらに来年はこれだけいけ予算に組まなければ、五箇年間に急速にこの整備はできないという気持ちではないかと思ひますが、そうじやないのですか。

○田中(角)委員 法律立案の当初はその通りであります。一年間に五百億以上も必要だと考えておつたわけでありまして、現在の四百一十億程度にガソリン税収入同相当額を当然プラスをしていただいても三百億でありますから、戦前の日本の予算の中の道路費よりもまだ少い、こういう考えであつたのであります。そうすると予算編成権及び審議権を拘束するという相当大きな大蔵当局及び参議院の大蔵予算委員会等の御意見もありましたので、そういう意見を十分入れて折れたわけでありまして、そうして最も少いところのガソリン税収入同相当額以上のものを盛り込まなければならぬという、いわゆる拘束しない、そうして大蔵省に大幅の裁量権を持たしたわけでありまして、しかも二十六年度予算においては八十六億零万四千円でありましたのが、大蔵当局も財政余裕があつたのでありまして、しかも非常に無理をされたのではあらうと思ひますが、ガソリン税収入も漸増いたしております、道路の整備の急を痛感されて、約倍額の百四十一億にしてあるわけでありまして、来年度倍額にして二百八十億も計上していただくということになるならば、この法律違反は起さなないでも済むということでありまして、いわゆる最低を考へますと、予算編成にあつてガソリン税収入額と同相当額を下まわる額を計上してはならないという拘束力を持つております。それ以上であるならばこれは大蔵省の良識にまつ以外にはない、こういうふうな譲つたわけでありまして、御了承願ひます。

○井上委員 これは非常に大事なこと

ろだから、私はしつこく質問しておくのですが、問題はあなたの方の建設委員会としての負わされております道路整備について、非常な熱意の上からこの法案が出て来たというその努力に對しては、われ／＼も大いに敬意を表するものであります。あなたがおつしやるように、これはあまり強くやるのと、予算の審議権なり編成権というか、行政権までタッチするということになるからというお話ですが、それと同時にあなたの方はこの法案を提出することによつてわが国税制の根本的な体系をくずすことになつておるといふことにお気づきにならなければいかぬのです。そこをあなたの方は全然考えずにやられたのでは、たいへんです。同時にまた、今のあなたのような御説明でありますならば、あえてこの法案成立を必要と認めません。といひますのは、あなたは本年の政府の財政経済演説をお聞きになつたであらうし、あなたが、あの財政経済演説の中には、政府は国際収支の上でも相当積極的な手を打つて、ぜいたく品はできるだけとめて、国民にできるだけ質素節約を要求している。そうなつて来ますと、自動車の輸入に對して来ますと、これは相当大きな批判が起つて来るのであります。われ／＼もまたこの自動車の輸入に對しては、もつと大幅な税をかけるようと考えておる。そうなりまして、現実にはガソリンの使用というものは、そう多くふえるという見通しが立てられないのです。そうなつて参りますと、ガソリン税がかかりに現在よりも下まわつた場合は、せつかく道路整備に對して一般予算をふやして来ておるよりも下まわるといふことになつたと

きにどうなりましよう。そうなりますと、せつかくこの法案の成立の意義が失われてしまふのです。それよりも、私が申しますように、一応予算にプラスして、ガソリン税をこつちによこせというなら、この法案は生きているのです。ところがそれをやろうとする場合は、大蔵省はなか／＼うんと言わぬ。予算の編成に對しての大きな疑義が生ずる。こうなつてこの法案はまつたく魂の入れぬ法案になつてしまふのだ。が、そんな無理をしないでも、もう少し他の方法で予算の獲得をするようにされた方がよいではないかと私は思うのですが……。

○田中(角)委員 第一の問題であるところの税制の体系をくずすのではないかという意見に對しては、私は反対の意見を持つております。税制はくずさないといふことは、先ほどから申し上げてゐる通りであります。

第二の問題であります。いわゆるガソリン税収入がこれから減るといふことは、見解の相違であります。私は減らないといふことを考へておるわけでありまして、減らないといふよりも、もうすでに半年前に廃案になりました二十八年度の予算案に計上した大蔵省のガソリン税収入予想額が百六十億でありました。それがわずかに半年、選挙を一回やつて来た現在百八十億に値上りをしております。しかも業者の推定によりまして、本年度は二百二十万リットルといふことになりまして、二百十億を上まわると思つております。私はこの程度の問題と世界の交通状況を考へた場合に、もうすでに鉄道にたよつておる時期ではないと思ふ。道路の整備の急が叫ばれておりますのは、年

間十五万台ずつもふえているのであります。戦前の三倍半であります。そういう状況から考へまして、一部の会社の輸入を制限するような場合があつても、ガソリン税の税率を現在のままですえ置く場合には、自然にふえて行くといふよりも、相当大幅にふえて行くだろうといふことが、私としては前提に考へております。

もう一つは、意地の悪い考え方でありまして、この法律ができなければ、大蔵省は財政余裕金があれば幾らでも道路に計上しようと思ふのに、この法律があるから、もしも税収入が減つた場合には、減つた額だけ計上すればいいではないか、こういう場合はどうするかといふのであります。これは先ほどから申し上げておりますように、大蔵省当局の良識にまつただけであります。少くとも四割以上のものを計上しなければならぬにもかかわらず、コンマ何パーセントというふうな計上をしておること自体がおかしいと私は思ふ。そういうふうな基本的な考へに立つてゐるわけでありまして、私たちがこの法案提案の当初に考へたことを申し上げた通り、プラス公共事業費でなければならぬといふことを言つたのであります。それが、そうすれば予算編成権を拘束するおそれがあるから、ひとまずこの程度の法律案を出しておいて、大蔵省に大きな幅を持たせておいて、税制も乱さず、編成権も拘束せず、そしてその実をあげよう、最後には政府の良識にまつといふのであります。が、今井上さんが言われた通り、これはプラス公共事業費に直した方がよいのではないかといふような考へが、もし大蔵委員諸君に御賛同を願へるなら

ば、そのように修正することは一向さしつかえない、こう考へております。

○井上委員 もう一点、あなたの議論は、ガソリン税というものが絶対不動の上に立つての議論です。今あなたもお話のように、単なる自動車を持つてゐる業者の陳情によつて、ガソリン税によつて道路整備をしてもつたら私は税金を下げましよう、こういうお話らしいのです。ところがガソリン税の値下げをしようという運動が非常に強い。これは単に自動車所有者の運動だけにとどまらず、この自動車を利用する乗客なり、あるいは荷主なりといふものが、貨物運賃の高いところから、これが値下げを要求しておる面が現実にあるのです。だから、そういうあしきにはひとしい税金はできるだけやめなければならぬ。またわが国産業全体の経済の上からも、ガソリン税を非常に高くしておいて、重油その他を安くするといふわけには参りませんから、当然その均衡上安くせなければならぬ。あなたの方で道路の整備がほんとうに今急を要するといふなら、もつと確実な財源を他に求むべきではないか。それは、たとえば日米安全保障條約に基づく防衛分担金というのがある。このいわゆる防衛分担金というものは相当大きな金であり、アメリカ軍がいかにも日本の国土を荒しておるかといふことはよく御存じの通り。この分担金から二百億やそこらもうようにして道路整備にやるようにすれば、国の負担もその面でも非常に軽くなる。これは現実には軍用道路の面からいへば、やろうとしてゐるに違ひないのです。そういう点

からも、そういうところにもつと安易に財源をとれるところが幾らもあるのに、その方は一向目をつけずに、大衆の足にかかる税金に目をつけて、これを幾年も持つて行こうというような考え方は、やめた方がいいじゃないか。

同時に、この際私は特に伺いたいのが、国道その他軍用幹線を直そうというのですが、今一番困つておられますのは都市の道路でないかと思ひます。いわゆる都市道路が非常に狭く、非常に悪い。これは各該市町村にその経営がほとんど委託されている關係がありまして、当該市町村の財源が非常に少い關係から、これの整備が十分できないというところに大きな原因があるうと思ひます。この都市の道路網の整備及び改修という問題に対して一体どうお考えになつておるか、これらの点についても伺いたい。

それから、私はもつと確実な財源を——われ／＼何も道路整備それ自身に反対してゐるのになしに、あなた方がそういうことに非常に熱意を入れられることにはわれ／＼も大いに共鳴し、協力しなければならぬが、これが非常に不確定であり、かつこれが成立しても、あなた方はそれに熱意を入れられるだけの財源の裏づけができないじゃないかというところにわれ／＼は非常に疑問があり、そういうことをやつて、せつ／＼の税制体系をこわすということは——あなたはこわさないと言ふが、これは現実にこわれるのですよ。そういう見地から、他にもつと確実な財源を、もう一べん大蔵委員会とでも相談をして、検討してやること、がいいじゃないかとわれ／＼は思ひます。

○田中(角)委員 非常に御親切な御意見を拝聴いたしました。感激いたしておるわけでありまして。私も自動車ガソリン税収入というものが不確定なものであるというところは、一応考えられるわけでありまして、現在の大蔵省當局との折衝の状況から考えますと、大蔵省當局は、現行揮発油税法を廃止する意見も、改正する意見も、減税をする意見もないようでありまして。私はそういう意味から考えまして、国会でもつて廃止せられれば、それは何をか言わんやであります。現在の状況においては、まずこの種の法律案をつくることは、道路整備のために第一段の措置としては必要だ。というのは、大正八年制定以来の道路法を、ようやく皆様の助力によつて改正しまして、一、二級国道の指定も終り、重要都府県道の指定も今しつ／＼あるのであります。これが整備のために、憲法違反の疑いもあるのではないかと、いろいろな状況さえあつたのであります。皆様の非常立法というような道路愛護の精神の結実でありまして、有料道路法が制定されて、着々その実をあげておるのであります。その第二の道路整備の実施手段としてこれを考えたわけでありまして、第三に、皆様からお知恵が拝借できるならば、道路整備のために特段の立法措置を講じたい、こういうことを考えておるわけでありまして。しかもこの法律を提案しましたおまな目的は、先ほどから繰返して申し上げております通り、禁止税的な、いわゆる奢侈税に匹敵するような高率課税を課しておりますところのこのガソリン税に対して、利用者から相当の批判がありますので、何とかしなければなら

ない。しかし、その利用者は、道路が整備されるならば、甘んじて五箇年や十箇年、高い税金も納めようというこの熱意を考えますと、このような措置をとつてやることは、議員として當然の職務ではないか、まさに一石三鳥ではないか、こういう考え方からこの法律案を立案したわけでありまして。特に防衛分担金等から二百億、三百億の支出を要求すればいいというお話であります。これは私としても異論のないところであります。いかにせん二十人、三十人ではどうにもならないのであります。これは衆参両院の各党の助力を得まして、何とかさような措置を講じていただければ幸甚と考へるのであります。

○井上委員 この際大蔵省主計局に伺ひますが、かつて競馬法の一部改正の法律がออกมาつて、競馬の馬券の売上げ利益の中から政府に納めた中で、その三分の一を畜産奨励のために使わねばならぬという規定がしてある。これに相当する額を使わねばならぬというところがはつきりしておつて、あいまいなものじゃない。しかるに主計局は、それに相当する金額というのを一度も畜産奨励のために予算化をされてない。だから問題は、こういう法案が成立したとして実施されたときに、はたしてこれに相当する金額が予算的に措置されるやいなや。その法律は法律である、予算編成は編成だということではいけない。だから、国会でかつてに直したらいけないというなら御隨意であります。法律の建前に對して、一体あなた方はどういう考え方を持つてゐるか。法律に規定してあることを実施しないということになれば、あなた方は

一体何の仕事をしてゐるのですか。あなた方は法律に基く行政をやるのであつて、法律に規定してあることが実施されないということになりましたならば、ここでこういう法案を審議して成立させても、これに相当する金額が道路整備費に計上されないということになつたら何の役に立ちません。これはすでに前例があるのですから、この際私は確めておきたいと思ふ。

○石原政府委員 ただいま井上委員のお尋ねの、競馬の益金の一般会計繰入額と、それから畜産振興に要する経費の關係であります。これは井上委員のお話でございしますが、今手元に正確な数字を持っておりますので、後ほど資料で申し上げます。最近畜産振興関係の金が相当ふえておまして、競馬の益金というの、最近におきましては多少上りぎみであります。一時御承知のように相当下りました。二十八年度は、おつしやいますように、法律上そういう拘束がございしますので、私もとしましては、三分の一の額は幾らである、畜産振興の額は幾らであるという計算はもちろんいたしております。明確に記憶はございせんが、三分の一の額よりも一億かそこら上まつた金額であると思つております。

○久野委員長 佐藤副次郎君。○佐藤(健)委員 提案者の田中君の意向は、おそろく現在の道路について現状のままを見たならば、いかに道路が悪い点という点にあるかと思ふが、それはわれ／＼も同じ意見であります。そこで井上さんかいら／＼意見がございしましたが、われ／＼大蔵委員といひましては、前回の国会において

も、これは問題になりましたが、りくつかから言つと、これはやはり税の体系がくずれろという意味で重大な問題でありますけれども、問題は、大蔵省が道路について非常に理解がないということ、これは天下周知の事実なんです。そういう点で今までの／＼陳情したりしました。私は愛知県であります。現に尾張の方を見まして、のこぎりのような道であります。東京の役人は、東京におつて自動車にお乗りになつてゐるから、そういう苦勞は知らないかもしれないが、非常に悪い。そこで問題は、い／＼／＼突き詰めますと、結局この法律が出て、先ほど井上委員が言ひましたように、現在の状況では五、六十億の予算の問題になるのであります。一体今まで建設省から大蔵省へどのくらいの道路の費用を要求されておつたか。その点について、要求と向うからも予算との間にどのくらいの開きがあるかということ、を事務次官からお聞きしたい。

○稲浦説明員 二十八年度の要求額は四百八十億でございします。それに対して百四十一億の査定でございします。もちろんこの百四十一億も、二十七年と比べればふえております。

○佐藤(健)委員 今この法律が出て来ることに對しては、われ／＼としてやはり同じような立場であります。で、こういう法律が出て来るというところには、出て来るだけの理由があると思ふのであります。そういう点で、現在これは至急審議をしてくれというので、こういう合同委員会ができたわけでありまして、主計局では一体こういうものについて、どのくらいの熱意があるか。これはほんとうは大蔵大臣

か主計局長に聞きたいのであります。が、きようは予算委員会がある関係上出て来られません。なぜ道路のことについて、もう少し熱意がないか。ほかの問題についても、先ほどから春日君が言われましたように、未亡人の問題とか、住宅の問題とかいろいろありまされども、国民の生活に密接な関係がある道路が、戦争中十年も捨てておいた関係上困つておることは、こういう法案が出て来るだけに、われわれは考えなければならぬ問題でありまして、その点についての大蔵省の編成方針について御意見を承りたい。

○石原政府委員 私から今道路の予算に関する編成方針を申し上げることが適當かどうか存じませんが、編成方針というものは必ずしも申し上げることにしなければならないと思ひますが、事務当局として持つております感じが申しますと、先ほど来お話のございましたように、公共事業というもののうちにおきましてのかつての道路のウエートと今日のウエートとは、いささか違つて参つてゐるかと思ひます。それは御承知のように災害の費用は、戦前に比べまして著しく増加をしておる。最近、ことに本年度予算で明らかにいたしますように、総合開発のダムを中心にして、河川の計上額が非常にふえておる。それから治山といふことが非常にむずかしい問題でございまして、治山砂防という系統が非常にふえておる。先ほどもお話のありましたような、かつてはほとんど予算の中に問題にならない金額でありました住宅が、非常に大きな金額をもつて出ている。従つて公共事業費全体は、今正確に記憶しておりますが、九、

十年のベースにおきまして、實質において相當ふえております。道路費につきましては、御承知のように救農土木事業といふものが昭和六、七年の恐慌時におきまして相當ふえておりますので、この救農土木事業が行われました時期を基準に見ますと、先ほどから提案者の田中委員がお話のように、あるいは割合が下るかもしれません。しかし救農土木事業といふものができますと、前の金額をつかまえて物価指数を見ますと、私今ここに数字を持つておりませんので、記憶で申し上げるのであります。道路費のふえ方は、二十八年

度の数字におきましては、むしろ戦前の数字を上まわつておるかと思ひます。それは戦前の財政の中の切り盛りが、今日いろいろ重要な財政需要がございまして、いろいろふうに見て行くかという点につきましても、必ずしも一様に申し上げにくいのであります。今申し上げたような点から見まして、私どもは戦後におきまして、戦前と違ふ面におきまして大きな要請にこたへながら、しかも二十八年度計上いたしました。これは先ほど来お話のように、昨年に比べまして大体七、八割の増加になつております。この程度の金額でもつていたしますれば、戦前の実質額に比べまして、決して下まわつていないのじやないかと思ひます。今後どうするかといふことは、全体の財源の問題あるいはその中における振合ひの問題があると思いますので、一ぺんに申し上げにくいのであります。今盛つております全体の公共事業あるいは公共事業の中におきましますところの内訳の見方から申しますと、二十八年度相當飛躍的な増加を

いたしました関係上、バランスといふものは相當のところに持つておるはせぬかという感じを持つております。

○佐藤(観)委員 いろいろお話を聞きますと、無理な問題がそこにあるが、われ／＼大蔵委員としては、税金の問題について目的税にされるということは、税の体系をくずすという立場から、どうしても考えなければならぬ問題であります。世の中はいろいろ問題で行きませんが、現段階がこういうような悲惨な道路の状況になつておりますので、われ／＼はそういう点では、やはりそこをいろいろ考えざるを得ないわけですが、先ほど田中委員から言われましたように、道路整備費が相當かかるというときに――私たちは建設委員でないから、詳しいことは知りませんが、弾丸道路ができるということがいろいろ／＼新聞に出ております。われ／＼といたしましては、道路の整備さへ十分に行かないのに、どういふ考えか知らぬけれども、弾丸道路をつくるというふうなそういう考え方は、一体どういふところに原因があるかといふことについて、こういう機会に道路局長あるいは事務次官からその構想あるいはその考え方について御意見を承りたいと思ひます。

○富樫政府委員 東京・神戸間の高速道路は現在調査中でございまして、本年度と明年度で調査が完了する予定になつております。この東京・神戸間の高速道路は、現在の東海道が非常な飽和状態に達しておりますので、近い将来に必要になるであろうということを予想して調査しております。これをどういふふうに進めようかについては、まだ結論を得ておりません。

しかし公共事業費であるとか、またこの法案が通つたといつたとしても、この法案による金でやることにはならぬので、他に財源を求めることにならうかと思ひます。

○久野委員長 黒金泰吉君。

○黒金委員 簡単に二点だけお尋ね申し上げます。この法案がかりに通りました際に、大蔵御当局は、税務行政上の税を目的税としてごらんになりますか。それから、こういうことは非常に無理なものでないか、財政学会と申しますか、そういう方面の學者の方が、これを目的税としてごらんになつておるかどうか、その御見解を一度承りたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 お答えいたします。先ほど田中先生の提案の御説明を伺いまして、一応これは目的税にあらずといふお話でございまして、従いまして、先ほど内閣委員の御質問に對しまして、揮発油税を将来どういふふうを持つて行くか。たとえば税率を上げるとか下げるとか、あるいはやめるとかといふことにつきましては、この法案と関係なしに一応検討してよろしい、そういうふうな趣旨で法案は提案されておるのだといふことのお話でございまして、厳格な意味において目的税といふことは考えなくていいんじやないかと思つております。ただし、それはそれとして、やはり片方にこういう法案が出ますと、どうしても実質の問題として、道路費といふものと揮発油税といふものを、そう無関係に考えるわけにも行かぬ。片方では税負担といふものを一面に考えると同時に、片方では道路費といふものを考える、その両方をにらみ合せ

た上で結論を出さなければならぬ、こういう意味におきまして、全然この法案がなかつた場合とは違つた角度の問題をやはり一応考慮の材料に入れて来なければならぬじやないだろうか。そういう意味から考えますと、ある程度目的税という性格のものでなくとも、目的税的な色彩がそこに一応入つて来るといふことは、これは言ひ得るのじやないかと思ひます。先ほどいろいろ御意見がございまして、先ほど、この法案によりまして税体系がこわれないと田中先生もおつしやつておるのですから、われ／＼としては、揮発油税といふものを将来どう持つて行くかといふことにつきましては、やはり租税全体の立場からこれを考へて行く、こういう立場をとつて行くべきじやないかと思つております。

○黒金委員 今の点、どうもあまりはつきりいたさないのですが、揮発油税として例外があるのは、今後、こういう法律が成立しておりますために、その税の改定、税率の減免その他につきましても、非常に拘束を受けるということになりますれば、これは問題になりますけれども、私は、ここに書いてありますことは、少くとも形式的に見れば、必ずしも揮発油税は揮発油税法で考へて行くべきじやないか、さように考へられるのでありますけれども、その点の拘束はどの程度まで受けるものであるかどうか、これに対する政府の御見解を承りたい。

○渡辺(喜)政府委員 私も今の黒金委員の御説のように、揮発油税のあり方の問題については、税制全般の問題として、それだけとして考へて行つていい問題じやないかと思つております。

す。従いまして、道路費の問題が一応
やはり頭の中に入つて来るじやないか
という事を申したのは、いささか蛇
足かも知れませんが、しかし実際問題
としては、多少そういうことがやはり
入つて来るのじやないかということ
を憂えてゐるわけでありまして、従い
まして、こういうふうな拘束が強くなり
ますと、やはり税制として問題が大き
なつて来るのじやないか。ただ先ほど
来の御説明によりますと、揮発油税を
やめるか残すか、あるいは税率にしま
しても、上げるか上げないか、これは
この法律と離れて検討して行くといつ
たようなつもりで御提案ができてゐる
というのですから、その意味からしま
すと、目的税であるとかないとかい
議論は別として、残る問題は、ただそ
れが予算の編成にどう影響を持つ
かという点になつて来るのじやない
か、かように考へておられます。

○黒金委員 今の点で、何つて参りま
すと、税の關係で、これは物品税なり
いろ／＼なものとの関連で考へてみる
と、かりに非常に極端なことを申しま
すれば、来年揮発油税がなくなつてし
まう、こういうことも考へられる。そ
ういたしますと、今度は逆に言へば、
この法律案ははなはだ基礎のあいまい
なもので、こんな法律案をつくつても
意味ないじやないかということすら言
える。なおこの問題は、物品税とい
うことによりこたわり過ぎておるとい
うような見解を、私は持つのです。む
しろ、実はほかの法律案にいたしまし
ても、最近の予算は非常にきつうくつ
である、予算に顔を出すためには非常
に困難が多いというので、これはある
いは同僚の方々の中から御意見もござ

いまして、また予算を獲得して仕
事をしようという各省の御要望もあり
ましようけれども、まず前年にいろい
ろな補助法案が出来まして、その補助法
律案の中には、ある一定限度のものを
国から補助しなければならぬという
ような規定のあるものが相当に多い
かつてはその全体を縛りますために、
予算の範囲内という言葉をよく入れ
ておつたのでありますが、現在はいれ
てないものもかなりあるように思いま
す。こういう問題と一連の問題とし
て、むしろ目的税という觀念よりは、
このようにある一定の限度でもつて予
算の計上を余儀なくされる、こういう
ような法律が幾つもできて行くとい
うことはいいかどうかという点から、こ
の問題は考へるべきじやないか。しか
るに、ほかの法律案につきましても、
あまり御異議がなくて通つておる。税
というものを基準にとりましては、
に、いかにもこの法律だけいじめられ
るというの、これは実は私も大蔵
委員でございまして、いささか考へ方
が違つておるかも知れません。正直に
申しますと、同僚の皆さまに何つた方
がいかとも思いますが、そうも参ら
ないと思ひますので、実は主計局に伺
ひまして、この法律案だけが、ほかの
いろ／＼な補助額なんか規定してあり
ます法律案と違つて特に不適当である
という理由があるかどうか、この点に
ついてひとつ伺つておきます。

○石原政府委員 黒金委員のお話のよ
うに、最近いろ／＼な特定地域の振興
に關する法律もございまして、あるいは
社会福祉、生活保障というやうな意味
におきます面からの特殊な立法がござ
いまして、それらの法規の中におき

まして、比較的弾力の少い補助ある
は助成という趣旨の規定があることは
事実であります。ただ、私今それらの全
部を詳細に覚えてゐるわけではござい
ませんが、そこらの規定の中におきま
して、ここにあらまします言ひまわしで申
しますれば、相当な金額というものを
支出しなければならぬ、財源として
充てなければならぬという趣旨の規
定は、私の承知しておりますところで
は比較的少い。しかもそれが相当大き
な金額に上るものにつきましても、
あるいは御指摘を受けて、そういうも
のがあつたら、またあとであるいは申
し上げるかも知れませんが、今卒然と
して考へるところにおきましては、こ
の程度の大きな金額のものであつ
て、しかも財源に充てなければならぬ
といふ切つてゐるという例は、比較
的少いのじやないか。それともう一つ
は、御指摘のやうに、これは税金の関
係となつておられますので、目的税
というやうな議論がすぐ生ずる。そ
う意味でこれまた特異なカテゴリー
であるということがありまして、特に
この法律案が論議の対象になる理由だ
と思ひます。主計当局の意見と申しま
するが、考へ方から申しますれば、先
ほど来申し上げておりますやうな予算
編成権の弾力性という点からいたしま
して、そういうやうな拘束が多ければ
多いだけきつうくつになるということ
は、申し上げておく必要があるのでは
ないかと思ひます。

○春日委員 ただいまの提案者の提案
理由の説明によりますと、もしこの法
律が認められるならば、ガソリン税の
撤廃運動というものは向う五箇年間し
ない、こういう申入れもあるというよ

うなことが、この法案を裏づけるとこ
ろの一つの條件になつておるやうであ
りますが、これは申し上げるまでもな
く間接税であります。従いまして、ガ
ソリン税を負担する者は道路利用者
で、あるいは輸送業者といふものでな
くして、これは明確に大衆でありま
す。すなわちこのガソリン税の税金そ
のものは、運賃の原価採算の中に含ま
れて、大衆に転嫁されておる。あるい
はタクシーなら、運賃の中に加つて
大衆負担になつておられます。従つて、
日本の産業経済の原動力であるとい
う輸送賃を下げるという大衆的な要望あ
るいは国家的必要性、こういう立場か
ら、道路利用者会議やあるいはさうい
う輸送業者の意見に關係せず、大衆的
運動は当然起きて来るべきものであつ
て、さういふ輸送業者だけの、さうい
う運動はしないから、従つてこの税金
は向う五箇年間確保されるという独断
をそこに提示することは、越権だと思
ひます。いずれにいたしましても、こ
れは明らかに大衆課税であるのだ、し
かも大衆が負担するという立場にお
いて、さういふ大衆課税は何とかしてや
めてもらいたい、さういふ要望はほう
はいとして起きておる。従つて間接税
改廃の方向へ向つての運動が現実に起
きておる。このときに、これを道路改
修の唯一の財源の根幹にして行こうと
いう、この立法の構想といふものは、
適當なものでないと思ひます。しか
のみならず、ただいま渡辺主税局長の御
答弁にありましたやうに、これは明確
に目的税の性格を持つものだ、さうい
うぐあいにも述べられておるし、さう
でないという提案者の御意見もあるよ
うであります。従つて、その点もまだ

うなことが、この法案を裏づけるとこ
ろの一つの條件になつておるやうであ
りますが、これは申し上げるまでもな
く間接税であります。従いまして、ガ
ソリン税を負担する者は道路利用者
で、あるいは輸送業者といふものでな
くして、これは明確に大衆でありま
す。すなわちこのガソリン税の税金そ
のものは、運賃の原価採算の中に含ま
れて、大衆に転嫁されておる。あるい
はタクシーなら、運賃の中に加つて
大衆負担になつておられます。従つて、
日本の産業経済の原動力であるとい
う輸送賃を下げるという大衆的な要望あ
るいは国家的必要性、こういう立場か
ら、道路利用者会議やあるいはさうい
う輸送業者の意見に關係せず、大衆的
運動は当然起きて来るべきものであつ
て、さういふ輸送業者だけの、さうい
う運動はしないから、従つてこの税金
は向う五箇年間確保されるという独断
をそこに提示することは、越権だと思
ひます。いずれにいたしましても、こ
れは明らかに大衆課税であるのだ、し
かも大衆が負担するという立場にお
いて、さういふ大衆課税は何とかしてや
めてもらいたい、さういふ要望はほう
はいとして起きておる。従つて間接税
改廃の方向へ向つての運動が現実に起
きておる。このときに、これを道路改
修の唯一の財源の根幹にして行こうと
いう、この立法の構想といふものは、
適當なものでないと思ひます。しか
のみならず、ただいま渡辺主税局長の御
答弁にありましたやうに、これは明確
に目的税の性格を持つものだ、さうい
うぐあいにも述べられておるし、さう
でないという提案者の御意見もあるよ
うであります。従つて、その点もまだ

明確に結論を得ておりません。さうい
う税体系の根本を乱して来るおそれ
あるやうな、重大な前例を打開くや
うな法律案、しかもその財源が、今の御
説明によりますと、わずかに五、六十億
円の財源増を想定するといふ、さうい
う必要のためにさういふ大立法を行
う必要は私はないと思ひます。願わ
くは、私は提案者がこの提案を撤回さ
れることを強く要望いたします。

○田中(角)委員 私は結論的に申し上
げますが、道路をよくしてあります先
進国を見ますと、日本を含む幾つかの
国々が、ガソリン税の目的税化をやつ
ておらないといふだけでありまして、
大体先進国はみなやつております。ア
メリカがガソリン税を目的税にしたと
いうことによつてアメリカの道路は
よくなり、自動車交通が発達し、その
ために大衆負担は軽減し、経済は大
に充実したといふのでありますから、
私はその意味において必要である、こ
ういふ前提を持つております。これは
あなたとは逆であります、悲しいか
なさういふ前提を持つておりますか
ら、提案の運びをいたしたわけであ
ります。

ければならない。

もう一つは、あなたが今言われたように、五十億程度のものでもつて税体采を乱すおそれのあるようなこの法律案を出さないで、何とか別に道はないかという問題であります。各議員諸君が今まで考えまして、各議員諸君がお互いに道路整備の費用の計上に相

な努力をしたわけでありまして、なかなか事志と違つて、常に財政余裕がありましてということと片づけられてお

つたのであります。現在の状況にお

ては、かかる手段をとることもまたやむを得ないのではないかと、こういうことを考へております。これ以上に道路

費を増さなければならぬということ

は、議員が憲法の規定通り予算の増額を含むところの修正権を持つておるわけでありまして、われ／＼議員の力

で予算を修正して、道路費を五百億程度に増額する以外に道がないのでござ

います。私たちはそういうことを行

おうとしてもなかなかできがたいのであります。まさに最善案ではあり

ませんが、次善案としての本法律案を提案したわけでありまして。

をまず第一に伺つておきます。逐條質問はいたしません。追討はいたしませんから、パーセンテージだけ答えてください。高率かどうか。

○渡辺(憲)政府委員 現在の税込み小売価格二万二千円、それから税金が一

万一千円で、現在の税込み小売価格に

対して五割です。

なおついでにちよつと附言させてい

ただきたいと思ひますが、先ほど田中

委員からの話で、大蔵当局は揮発油

税について税率を下げる意思なしとい

うことを御説明になりましたが、今

回の提案におきましては、われ／＼下げる意図は持つておりません。しか

し、将来の問題として下げる意図がないということは、われ／＼として

は別に考へておりません。情勢により

まして、下げるべき時期が来たらやは

り下げるべきだ、かように考へており

ます。

○佐藤(虎)委員 そこで大蔵省当局に

伺つておるのですが、二十八年度の揮

発油税の見込みについてであります。

二十七年、昨年の七月には自動車が一

十三万台、十二月には六十三万台、これは十二月二十日に私が運輸省へ行つて調べたのですが、この五月には七十五万台、十二月から五箇月間で十二万台ふえております。そこで二十八年度の

見込み税収というものを五十三万台に置き、あるいは六十三万台に置き、置いて予算編成をされたのか、その辺を一応伺つておきたいと思ひます。

○渡辺(憲)政府委員 自動車の台数のぐあいと揮発油の消費のぐあいは、われ／＼の方でも非常に関心を持ち

まして、ぜひしも自動車の台数がこれだけ

ふえているから、揮発油の消費は

ふえなければならぬやないかという

ふうに考へまして、実は検討してみ

ましたが、どうも自動車の台数増加に伴

うほど揮発油はふえていないようであ

ります。おそらくこれは私の想像であ

りませんが、重油でありますとか、あるいは揮発油の課税されてない軽油

でありますとか、そういうたものによ

つて動いている自動車が最近相当ふえ

て来ているのではないかと、こういうふ

うに実は考へているわけでありませ

う。しかし今御質問の何によつて今度の

税収を見積つておるかということにつ

きましては、自動車の台数というもの

によりません。最近における揮発油

の庫出しの状況でございませう。昨年の

四、五月ごろまではあまり多くあり

ませんでした。それから先がずつと

ふえております。最近における揮発油

の庫出しの状況からこれを年間に換算

いたしまして計数を出してあります。

前回の提案におきましては百五十八億

計上して来ましたが、その当時は昨年

の暮れまでの数字でもつて計算をいた

してあります。その後揮発油の庫出し

は相当順調に伸びておりますので、最

近の数字によりまして今回提案のよう

に百八十六億の見積りをいたしたので

あります。

○佐藤(虎)委員 あとは委員会申し

上げます。

○内藤委員 連合審査会を開いていた

だきまして、ことにあらがうござい

ました。実は田中さん外皆さんの御提

案のこの法律案は、税制の根本に觸れ

る問題でありますので、従来からも大

蔵委員会におきましては非常な関心を

持つておつたのであります。それで昨

日皆様から御意見がありまして、建設

委員会に連合審査を申し入れましたと

ころ、委員長快く御承諾いただきました

と、われ／＼の意見を述べべる機会を

与えてくださいましたことを心からお

礼を申し上げ次第であります。そこ

でお聞きの通り、私ども大蔵委員、こ

れは自由党の方もおられますし、各党

それぞれみな意見を述べたのでありま

すが、大体その意見でどこに問題点が

あるかということをおわかりいただい

たと思つたのであります。実は午後開

れます大蔵委員会におきまして、この

問題につきまして大蔵委員会としての

態度をきめたいということを先ほど理

事の諸君と話し合いましたので、午後の

委員会におきまして相談したいと思

ふるのであります。どういふ意見にな

りますか、その意見を建設委員会に申

出をするつもりでありますので、その

意見を願わくば御尊重願ひたいのであ

ります。ただそういうことで大蔵委員

が何を言つて来たつてそんなことはだ

めだ、こういう御態度であります。

実は揮発油税法というものはあります

けれども、これを名称をかえたり、税

率をかえたりしても、揮発油税法その

ものを根元からゆすぶつたら何にもな

らないのであります。それから、そういうこ

とはすべきことではないと思ふのであ

ります。でありますから、今日の建設

委員会御決定なさるということでは

委員が願わくばもう少し延ばしまして、大

蔵委員会の心配しておることをおき

きまして、これは委員長にお願い

申し上げる次第であります。もしでき

ますならば大蔵大臣と建設大臣と御相

談になりまして、そこに田中さん外皆

様御熱心な方が入られて、六十億ほど

道路整備のために来年からでも金を増

さぬか、よし増そう、こういう話がで

きましたら、この法律をひとつ快く撤

回いただきますと、これは税制の大き

な問題になることでもなし、実質道路

がよくなることでもあるし、まことに

よいことじやないかと思ふのであり

ます。政治力のまことにゆたかな田中

さん、それだけくらい御努力せられて

さしつかえないじやないかと思ふので

あります。ことに、先ほどお名前を列挙

せられました。各党の幹部は、私ども

も偉いとは思ひませぬけれども、政治

力のある方々の方であります。そう

いふ方々が御背後におられるのであり

ますから、大蔵大臣と建設大臣との間

に話がでないこととはないと思ふので

あります。そういうことをひとつ委員

長から橋渡ししていただきまして、

表面にひつとつやつていただき。こ

の日本の今日の現状は、こんなことで

これ議論しておる時期じやないかと私

は思ふのであります。建設委員の皆様

の政治力に私も信頼いたしまして、

どうかこの点よろしく願ひいたしま

しと思ふのであります。先ほど申し

ましたように、大蔵委員会におきまし

ては、午後この問題につきましては態度

をきめて委員長で申し入れたいと思

つておりますので、どうかそれを許し

ていただきますと思ふのであります。

○久野委員長 ただいまの大蔵委員会

を代表しての内藤委員のお説まことに

ごもつともございまして、でき得る

限り御意見を尊重いたしまして審議を

進めさせていただきますと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

第一類第十六号附屬の二 建設委員会・大蔵委員会連合審査会議録第一号

昭和二十八年六月二十四日

昭和二十八年六月二十七日印刷

昭和二十八年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局